

三位一体の改革に関する緊急決議

国においては、三位一体の改革について、政府・与党間の調整が行われ、来週中にも最終的な決定がなされようとしている。地方政府が何度も主張しているように、生活保護費負担金などの国庫負担率引下げや交付金化では、裁量は国に残ったままの単なる数字合わせに過ぎず、地方の自由度の拡大にはつながらない。

また、地方交付税については、本年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、“地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること”という方針が閣議決定されたところであり、地方固有の財源である地方交付税の総額の削減は、この方針に沿うものではない。

仮に、地方の意見を反映せず一方的に実行されるならば、眞の三位一体の改革とは程遠く、国と地方の信頼関係を損なうもので

あり、指定都市は法定受託事務の返上も辞さない強い覚悟があることを、ここに決議する。

平成16年11月18日

指定都市市長会

名古屋市長 松原 武久

札幌市長 上田 文雄

仙台市長 藤井 黎

さいたま市長 相川 宗一

千葉市長 鶴岡 啓一

川崎市長 阿部 孝夫

横浜市長 中田 宏

京都市長 棚本 賴兼

大阪市長 關 淳一

神戸市長 矢田 立郎

広島市長 秋葉 忠利

北九州市長 末吉 興一

福岡市長 山崎 広太郎